

令和4年度 那珂川市国民健康保険運営協議会（第1回）

次 第

1. 辞令交付
2. 市長あいさつ
3. 委員及び事務局の自己紹介
4. 国保運営協議会会長・副会長の選任
5. 会長・副会長あいさつ
6. 諮問
「那珂川市国民健康保険税の税率の改定について」
7. 報告事項
(1) 令和4年度那珂川市国民健康保険事業特別会計予算について（資料1）
8. その他
令和4年度 協議会スケジュールについて（資料2）

【事前配布資料】

資料1 令和4年度 当初予算（歳入・歳出）概要

資料2 令和4年度協議会スケジュール

参考資料① 現行税率と標準保険料率の比較表及び令和2年度答申（抜粋）

参考資料② 国民健康保険事業特別会計 歳入・歳出項目概要

参考資料③ 那珂川市国民健康保険運営協議会規則

参考資料④ 那珂川市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4年度 当初予算(歳入・歳出)概要

資料1

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	R4当初予算	R3当初予算	前年度比較
1 国民健康保険税	987,637	925,196	62,441
一般医療分	707,782	686,643	21,139
一般後期高齢者支援分	201,009	175,969	25,040
一般介護分	78,575	62,298	16,277
退職医療分	205	218	△ 13
退職後期高齢者支援分	30	31	△ 1
退職介護分	36	37	△ 1
2 使用料及び手数料	64	100	△ 36
督促手数料	64	100	△ 36
3 国庫支出金	1	1	0
災害臨時特例補助金	1	1	0
その他国庫補助金	0	0	0
4 県支出金	3,526,586	3,443,072	83,514
普通交付金	3,414,450	3,342,043	72,407
特別交付金(保険者努力支援分)	21,050	22,514	△ 1,464
特別交付金(特別調整交付金分)	51,463	46,795	4,668
特別交付金(都道府県繰入金2号分)	24,554	16,702	7,852
特定健康診査等負担金	15,069	15,018	51
5 繰入金	535,740	575,070	△ 39,330
一般会計補助 法定内			
保険基金安定(保険税軽減分)	178,761	182,865	△ 4,104
保険基金安定(保険者支援分)	93,192	94,416	△ 1,224
保険基金安定(未就学児均等割分)	6,727	0	6,727
職員給与等「一般会計繰入金(ルール分)」	59,189	60,213	△ 1,024
出産一時金	16,800	16,800	0
財政安定化支援事業	30,636	31,711	△ 1,075
正定等 その他「その他繰入金(赤字補填)」	150,435	189,065	△ 38,630
6 繰越金	1	1	0
繰越金	1	1	0
7 諸収入	20,205	24,794	△ 4,589
延滞金	11,713	11,990	△ 277
一般被保険者第三者納付金	3,884	8,509	△ 4,625
退職被保険者等第三者納付金	0	200	200
一般被保険者返納金	2,158	1,892	266
過年度被保険者等返納金	2,450	2,203	247
繰入	0	0	0
歳入合計	5,070,234	4,968,234	102,000

科 目	R4当初予算	R3当初予算	前年度比較
1 総務費	83,893	86,970	△ 3,077
2 保険給付費	3,448,367	3,376,159	72,208
療養給付費	2,962,667	2,873,364	89,303
療養費	36,002	35,445	557
小計	2,998,669	2,908,809	89,860
一般高額療養費	414,891	433,077	△ 18,186
高額介護合算	886	153	733
移送費	1	1	0
中計	3,414,447	3,342,040	72,407
退職被保険者分			
療養給付費	1	1	0
療養費	1	1	0
高額療養費	1	1	0
中計	3	3	0
審査支払手数料	7,004	7,463	△ 459
出産育児一時金	25,200	25,200	0
出産育児一時金支払手数料	13	13	0
葬祭諸費	1,650	1,440	210
傷病手当金	50	0	50
3 国民健康保険事業費納付金	1,470,782	1,439,674	31,108
一般被保険者医療給付費分	1,039,869	1,024,638	15,231
退職被保険者等医療給付費分	206	231	△ 25
一般被保険者後期高齢者支援金等分	309,354	303,306	6,048
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	31	34	△ 3
介護納付金分	121,322	111,465	9,857
4 共同事業拠出金	1	1	0
その他共同事業事務費拠出金	1	1	0
5 財政安定化基金拠出金	1	1	0
財政安定化基金拠出金	1	1	0
6 保健事業費	63,439	61,544	1,895
保健事業費	16,551	16,313	238
特定健康診査等事業費	46,888	45,231	1,657
7 基金積立金	1	1	0
基金積立金	1	1	0
8 公債費	1	1	0
一時借入金利息	1	1	0
9 諸支出金	2,749	2,883	134
一般被保険者保険税還付金	2,749	2,883	△ 134
10 予備費	1,000	1,000	0
予備費	1,000	1,000	0
歳出合計	5,070,234	4,968,234	102,000

令和4年度 那珂川市国民健康保険運営協議会 開催予定

第2回：令和4年6月下旬～7月上旬

内容：健康課からの報告
諮問に関する審議①

第3回：令和4年7月下旬～8月上旬

内容：諮問に関する審議

第4回：令和4年8月下旬～9月上旬

内容：諮問に関する審議

第5回：令和4年9月下旬～10月上旬

内容：諮問への答申

※開催日については、みなさまの日程調整表を確認させていただき、出席者の多い日程にさせていただきます。(日程調整表は会議当日に配布します)

参考資料①

現行税率と標準保険料率の比較表（令和4年度）及び令和2年度答申（抜粋）

1. 現行税率と標準保険料率の比較表（令和4年度）

令和4年度

【医療分】

	①現行税率	②標準保険料率	①と②の差
所得割	7.08%	6.73%	-0.35%
均等割	25,800円	29,866円	4,066円
平等割	25,800円	28,454円	2,654円

【後期高齢者支援分】

	①現行税率	②標準保険料率	①と②の差
所得割	1.98%	2.21%	0.23%
均等割	7,400円	10,339円	2,939円
平等割	7,400円	9,849円	2,449円

【介護分】

	①現行税率	②標準保険料率	①と②の差
所得割	1.61%	1.68%	0.07%
均等割	15,500円	21,336円	5,836円

2. 令和2年度答申（抜粋）

答申

- (1) 那珂川市国民健康保険税率を令和6年度までに福岡県が算定する「標準保険料率」の水準まで改定する
- (2) 税率の改定については、被保険者の税の負担能力や医療費に十分に配慮し、段階的に引き上げる

※附帯意見（抜粋）

- ・ 令和4年度から3回に分けて段階的に引き上げること
- ・ 引き上げの前年度に本協議会に諮ること
- ・ 被保険者の負担増に配慮し、令和3年度の税率の改定は実施しないこと
- ・ 広報等を用いて市民に周知を行い、特に税率の改定については被保険者に周知徹底を図ること

参考資料②

国民健康保険事業特別会計 歳入・歳出項目概要

那珂川市国民健康保険運営協議会

歳 入

I. 国民健康保険税

1. 一般医療分
一般被保険者から徴収された国民健康保険税
2. 一般後期高齢者支援分
一般被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。
3. 一般介護分
一般被保険者のうち 40～64 歳の人から徴収され、介護納付金として支出。
4. 退職医療分
退職被保険者から徴収された国民健康保険税
5. 退職後期高齢者支援分
退職被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。
6. 退職介護分
退職被保険者のうち、40～64 歳の方から徴収され、介護納付金として支出。

◎退職者医療制度とは(60 歳～64 歳まで)

会社を定年等で退職した人は、一般的に国民健康保険に加入することが多く、医療費の必要となる時期に社会保険から国民健康保険に切り替わる為、若年者と比較して、医療費の負担が大きくなるといった制度上の問題がある。これを是正するために、国民健康保険には、退職者医療制度が導入されている。

この退職者医療制度の対象者の医療費に対する財源を被用者保険制度の各保険者(協会健保、健保組合、船保、共済等)が負担する為、国保財源の軽減を図ることができる。

※ 平成 27 年 3 月末で廃止されたが、対象者が 65 歳になるまでの間は引き続き退職者医療制度の対象者となる。

※ 令和元年度末で対象者がいなくなったため、令和 2 年度以降は滞納繰越分のみが予算計上されることとなる。

該当要件

〈退職者被保険者の該当者〉

- 国保に加入している方。
- 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が

20年以上、もしくは40歳以降に10年以上となる方。

〈退職者被扶養者になる人〉

- 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)と3親等以内の親族、また配偶者の父母と子
- 年間の収入が130万(60歳以上の人や障害者は180万円)未満の方

Ⅱ. 国庫支出金

国からの補助金。平成29年度までは、療養給付費等負担金(一般被保険者の医療費に対して負担するもの)や、財政調整交付金(国民健康保険の保険者の財政を安定させるために支給されるもの)などが国から市町村へ直接支給されていたが、平成30年度からの国保制度改革に伴い、県が国保財政の運営の主体となったことから、国からの補助については、一部を除き県へ一度支払いが行われ、市への配分については、それを歳出の国民健康保険事業費納付金より差し引いて支給することとなっている。

1. 災害臨時特例補助金

激甚災害に被災された方の療養に関する本人負担分を減免したのものについて交付されるもの。

Ⅲ. 都道府県支出金

財政運営の主体である県から市町村に交付されるもの。普通交付金と特別交付金の2種類に分類される。

1. 普通交付金

国保法第45条第5項の適用を受ける給付費(療養の給付、訪問介護療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、その他療養費等)に関して、その全額を県から交付されるもの。

2. 特別交付金

県から各市町村の財政状況やその他の事情に応じて交付されるもの。

- 特別調整交付金分

災害による一部負担金減免や、非自発的失業に伴う国保税の減免分やシステム改修費用などの、止むを得ない特別な事情に起因する費用等に応じて交付されるもの。

- 保険者努力支援制度分

医療費の適正化（保健事業、収納率向上、第三者求償など）の取り組みの達成度合いに応じて交付されるもの。

- 都道府県 2 号繰入金分

収納率特別対策事業や保健事業、医療費適正化事業に要する経費に応じて交付されるもの。

- 特定健康診査等負担金

県が特定健康診査等に対して、補助するもの。これまで国が負担していたものと併せて、対象経費の 2/3 に対して交付されるもの。

※国保法第 45 条第 5 項

（保険医療機関等の診療報酬）

市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる。

VI. 繰入金

市の一般会計から職員給与、事務費、助産費の一部又、財源不足を補うために国保特別会計に繰り入れるもの。

1. 保険基盤安定繰入金

所得に応じた、保険税の軽減等により、不足する保険税を補填するもの。

国 50%、県 25%、市 25%が負担し繰り入れ。

- 保険税軽減分

保険税の 2 割、5 割、7 割軽減措置に対し補填するもの。

- 保険者支援分

中間所得層を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を補填するもの。

- 未就学児均等割分

令和 4 年度から未就学児にかかる均等割部分については、5 割軽減が実施されることとなり、その軽減分を補填するもの。

2. 職員給与等

特別会計で負担している職員の人件費を負担するもの。

3. 出産一時金

出産育児一時金にかかる費用の 2/3 を繰り入れるもの。

4. 財政安定化支援事業

国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化等を図るため、保険者の責に帰さない事由(所得水準、病床数、平均年齢)に対して、市町村一般会計から国保特別会計へ繰入するもの。地方財政措置(普通交付税の算定)あり。

V. その他の収入

保険税延滞金や第三者納付金、返納金など。

歳 出

I. 総務費

一般事務費、給与など

II. 保険給付費等

保険者が被保険者の医療費(疾病、負傷、出産、死亡)に対して負担するもの。

1. 療養給付費

被保険者が医療機関で受診した場合や薬局で薬剤の支給を受けると、被保険者は一定の割合で医療費の負担をする。保険者である那珂川市は、その医療費の残額を支払う必要があり、そのための費用。

2. 療養費

治療用コルセットなどの装具購入に要した費用や、はり・きゅうの治療に要した費用等について、負担する。

3. 高額療養費

被保険者が同月内の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合に高額療養費として本人に返還する。

4. 高額介護合算

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ合算して一定額を超えた場合に本人に返還する。

5. 審査支払手数料

医療機関が診療を行い、診療報酬明細書(レセプト)を作成する。その診療報酬明細書を国保連合会に集め、国保連合会で診療報酬明細書の審査を行う。

その手数料として保険者である那珂川市が国保連合会に支払うための費用。

6. 出産育児一時金

出産育児一時金として40.8万円又は42万円を支給するための費用。

7. 葬祭費

葬祭費として3万円を支給するための費用。葬祭を行う者に支給。

Ⅲ. 国民健康保険事業費納付金

保険者が負担する医療費や後期高齢者支援制度に対する支援金などの原資として、市が県に対して納付するもの。

なお、毎年の納付金額は前年度の1月に、その納付金額を賄うために市町村が必要とする標準的な税率（標準保険税率）とあわせて県が算定し、市町村に通知することとなっている。

1. 医療給付費分

被保険者の医療費の財源として納付するもの。

2. 後期高齢者支援金等分

後期高齢者支援金の財源として納付するもの。

3. 介護納付金分

40～64歳の被保険者から徴収した介護保険料相当分を納付するもの。

Ⅳ. 共同事業拠出金

一般被保険者のうち退職被保険者に該当すると思われる対象者のリストを国保連合会が作成することに対する負担金。

Ⅴ. 財政安定化基金拠出金

予期せぬ給付費の大幅な増や、保険料の収納不足などにより、財源不足となった場合に、県から市町村に貸付を行うために設置された財政安定化基金への拠出金。

Ⅵ. 保健事業費

1. 保健衛生普及費

医療費通知の送付や、国保制度案内パンフレット等の啓発に要する経費。

2. はり・きゅう費

はり・きゅうの助成金。

3. 特定健診・特定保健指導事業費

40歳から74歳までの人に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導を行うための費用。

参考資料③

○那珂川市国民健康保険運営協議会規則

(昭和 47 年 11 月 8 日規則第 6 号)

改正 平成 10 年 2 月 12 日規則第 6 号 平成 13 年 3 月 21 日規則第 9 号

平成 19 年 3 月 8 日規則第 27 号 平成 20 年 3 月 27 日規則第 16 号

平成 29 年 3 月 6 日規則第 10 号

平成 30 年 3 月 15 日規則第 7 号

平成 30 年 6 月 27 日規則第 21 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、那珂川市国民健康保険条例(昭和 55 年条例第 48 号)第 3 条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

[那珂川市国民健康保険条例(昭和 55 年条例第 48 号)第 3 条]

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の委員任命後の会議及び協議会の委員の改選後の最初の会議は、市長が招集する。

3 協議会の会議の招集は、開催の日前 2 日までに委員に通知するものとする。

(定足数)

第 4 条 協議会は、被保険者を代表する委員、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれの半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決方法)

第 5 条 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

2 第 2 条第 2 項の規定により招集した会議においては、会長が選挙されるまでの間、市長が議事を司会する。

[第 2 条第 2 項]

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(事務局の設置)

第 6 条 協議会の事務局は、市民課に設置する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 2 月 12 日規則第 6 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 21 日規則第 9 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 8 日規則第 27 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 6 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 15 日規則第 7 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日規則第 21 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 13 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料④

那珂川市国民健康保険運営協議会委員名簿

選出区分	氏名	備考
公益を代表する委員	津留 涉	議 会
	田中 夏代子	議 会
	野尻 規久子	民生委員児童委員連合協議会
被保険者を代表する委員	三角 豊和	区 長 会
	榎 百合香	ずっと住みたい那珂川ネット21
	岡藤 敏雄	公 募
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	黒崎 省悟	筑 紫 医 師 会
	小塚 訓靖	筑 紫 薬 剤 師 会
	仲吉 信彦	筑 紫 歯 科 医 師 会

委嘱期間：令和7年3月31日まで

(委員交代の場合は前任者の残期間から令和7年3月31日まで)

当日配布資料①

令和5年度的那珂川市国民健康保険税率の改定案

諮問にあたって、事務局より下記のとおり3つの案を提示いたします。

(いずれの案も令和5年度、6年度の2年間での改定を想定しています。)

案① 標準保険料率までの割合を均等に1/2ずつ改定(減額必要分も1/2改定)

		医療分	後期分	介護分	合計
応能割	所得割	6.90% (-0.18%)	2.10% (0.12%)	1.65% (0.04%)	10.65%
応益割	均等割	27,900円 (2,100円)	8,900円 (1,500円)	18,500円 (3,000円)	55,300円
	平等割	27,200円 (1,400円)	8,700円 (1,300円)	—	35,900円

() は現行税率との差

不足額(赤字補てん額) : 55,900,540円

案② 標準保険料率までの割合を均等に1/2ずつ改定(医療分の所得割は改定なし)

		医療分	後期分	介護分	合計
応能割	所得割	7.08% (改定なし)	2.10% (0.12%)	1.65% (0.04%)	10.83%
応益割	均等割	27,900円 (2,100円)	8,900円 (1,500円)	18,500円 (3,000円)	55,300円
	平等割	27,200円 (1,400円)	8,700円 (1,300円)	—	35,900円

() は現行税率との差

不足額(赤字補てん額) : 46,073,353円

案③ 標準保険料率までの割合のうち、所得割は1/2ずつ改定(減額必要分も1/2改定)、均等割・平等割は令和5年度に1/3改定、令和6年度に2/3改定

		医療分	後期分	介護分	合計
応能割	所得割	6.90% (-0.18%)	2.10% (0.12%)	1.65% (0.04%)	10.65%
応益割	均等割	27,200円 (1,400円)	8,400円 (1,000円)	17,500円 (2,000円)	53,100円
	平等割	26,700円 (900円)	8,300円 (900円)	—	35,000円

() は現行税率との差

不足額(赤字補てん額) : 76,708,961円

令和4年度当初予算時(現行税率)の不足額(赤字補てん額) : 150,435,000千円
--

当日配布資料②

令和4年度 第2回～第5回 那珂川市国民健康保険運営協議会 日程調整表

以下の開催候補日のうち、出席が難しい日程に×印を記入してください。

※開催時間は19時から

【第2回】

出 欠	開 催 候 補 日
	① 令和4年6月27日(月)
	② 令和4年6月30日(木)
	③ 令和4年7月4日(月)
	④ 令和4年7月6日(水)
	⑤ 令和4年7月7日(木)

【第3回】

出 欠	開 催 候 補 日
	① 令和4年7月26日(火)
	② 令和4年7月28日(木)
	③ 令和4年7月29日(金)
	④ 令和4年8月1日(月)
	⑤ 令和4年8月2日(火)

【第4回】

出 欠	開 催 候 補 日
	① 令和4年8月26日(金)
	② 令和4年8月29日(月)
	③ 令和4年8月30日(火)
	④ 令和4年8月31日(水)

【第5回】

出 欠	開 催 候 補 日
	① 令和4年9月26日(月)
	② 令和4年9月27日(火)
	③ 令和4年9月28日(水)
	④ 令和4年9月29日(木)
	⑤ 令和4年9月30日(金)
	⑥ 令和4年10月3日(月)